

小口資金(社協事業)

【貸付対象者】

- ・ 低所得者世帯
独立自活に必要な資金の融通を他から受けることができない世帯

【資金の用途】

緊急かつ一時的な資金需要に応えるため、小口の生活資金を貸付ける

【貸付限度額】

30,000円以内

【貸付利子】

無利子

【据置期間】

2ヶ月以内

【償還期間】

6ヶ月以内

【連帯借受人、連帯保証人】

- ・ 連帯借受人 ー 必要なし
- ・ 連帯保証人 ー 必要（町内に住居を要し生活が安定している方）

【償還方法】

一括・月賦で返済（月賦：1ヶ月5千円ずつなど）

【必要書類】

小口資金借入申込書、小口資金借用書、その他必要な書類

※緊急手続きを迅速に行う為、決定に関係なく上記を添付して提出する。

◆ 貸し付け決まったら

- ・ 貸付が決まりましたら決定通知書を送付します。

◆ 貸付及び返済方法

- ・ 現金にて受け渡し

◆ その他

- ・ 最終返済期限が過ぎた場合は督促状を送付いたします。返済できない場合は、連帯保証人の方より返済して頂きます。